

## 個人情報取扱特記事項

### (個人情報の取扱い)

第1条 乙は、木更津市民会館の管理に関する協定書の履行に関し取り扱う個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）の趣旨に即し、適正に取り扱わなければならない。

### (利用目的の特定)

第2条 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 乙は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

### (利用目的の通知等)

第3条 乙は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人（個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）に通知し、又は公表しなければならない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

### (安全管理措置)

第4条 乙は、個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じるに当たり、個人情報の取扱いに係る事務取扱要領等を作成し、甲に報告しなければならない。

3 乙は、個人情報について、個人情報取扱責任者を定め、甲に対しその職及び氏名を書面により届け出なければならない。個人情報取扱責任者が変更された場合も同様とする。

### (従事者の監督)

第5条 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第6条 乙は、個人情報の取扱いの一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第7条 乙は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 前項の規定の適用については、次に掲げる場合において、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

- (1) 乙が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
- (3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(個人情報に関する事項の公表)

第8条 乙は、個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。

- (1) 個人情報の利用目的
- (2) 第4条第2項により作成した個人情報の取扱いに係る事務取扱要領等
- (3) 第4条第3項により定めた個人情報取扱責任者の職及び氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項として甲が認めたもの

(個人情報の開示)

第9条 乙は、本人から、当該本人が識別される個人情報の開示（当該本人が識別される個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、当該本人に対し、書面の交付による方法（当該本人が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該個人情報を開示しなければならない。

(個人情報の訂正等)

第10条 乙は、本人から、当該本人が識別される個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき求められた個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第11条 乙は、本人から、当該本人が識別される個人情報が第2条及び第3条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該個人情報の利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 乙は、本人から、当該本人が識別される個人情報が第7条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該個人情報の第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 乙は、第1項の規定に基づき求められた個人情報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求めら

れた個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第12条 乙は、第10条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明しなければならない。

(調査及び勧告等)

第13条 甲は、乙の個人情報の取扱い状況について、必要に応じて調査することができる。

2 甲は、乙の個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、その是正若しくは中止を指導し、又は勧告することができる。

(事故報告義務等)

第14条 乙は、個人情報の滅失、き損及び漏えいその他不適正な取扱いが発生した場合は、甲に対し速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の取扱いにより損害が生じたときは、当該損害について賠償しなければならない。